

高齢者虐待の防止について

江戸川区介護保険課指導係

はじめに

要介護施設従業者等における高齢者虐待の件数は、全国的に年々増加しています。

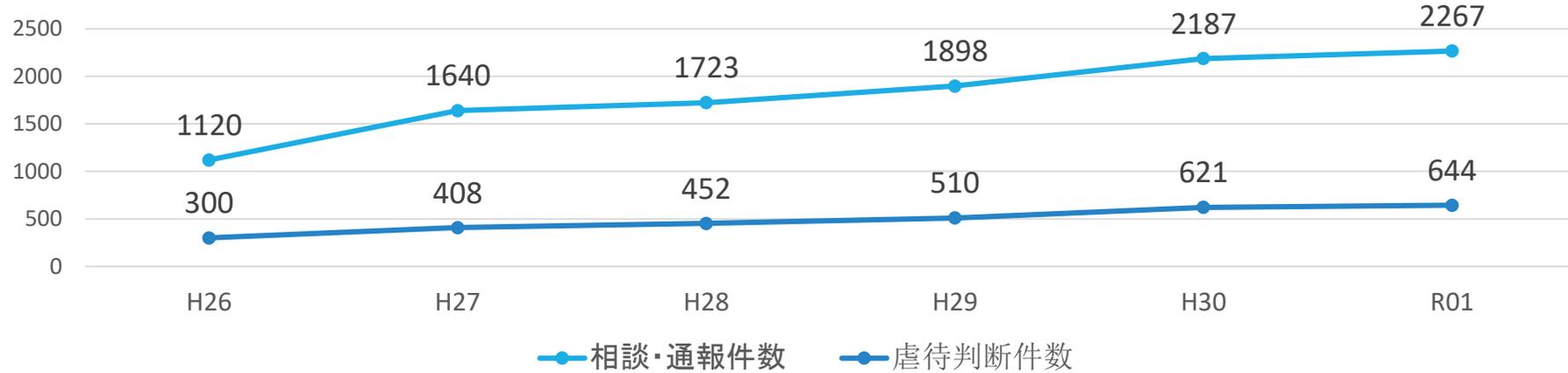
虐待に至る背景としては、意図性・悪意性のあるものから、自覚や悪意を伴わないものまで様々です。

虐待を防止するには、従業者一人一人が「**何が虐待に該当するのか**」「**なぜ虐待が起こるのか**」を正しく理解することが大切です。

虐待防止に向けて、組織の運営体制や個々の認識を再度見直すようお願いいたします。

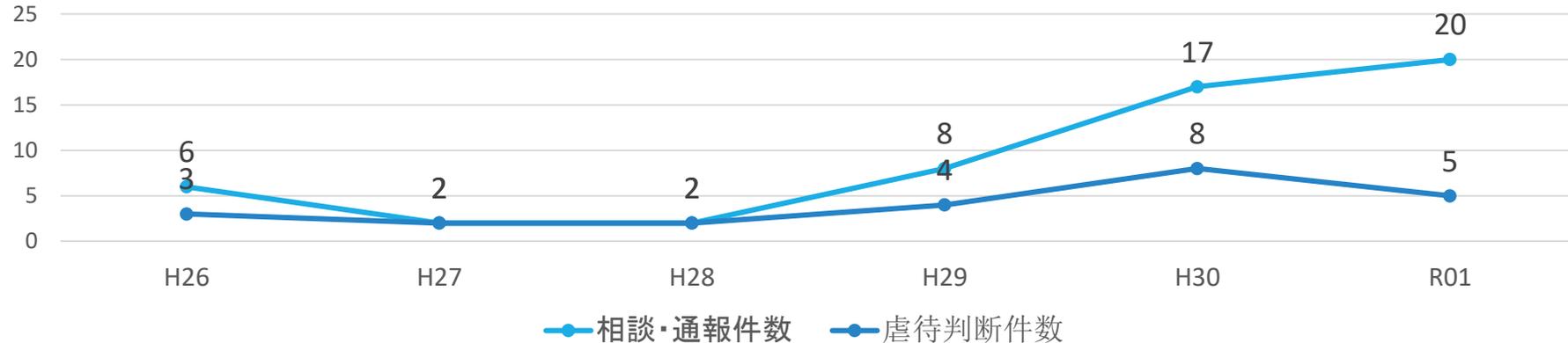
養介護施設従業者等による高齢者虐待の推移

全 国



(参考) 厚生労働省 令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

江戸川区



高齢者虐待防止法の特徴

高齢者虐待防止法（平成18年4月1日施行）

【目的】

高齢者の尊厳保持、権利利益の擁護
(※虐待者を罰するためのものではない。)

今回はここをメインに理解する

【範囲】

- ・ **養介護施設従業者等による高齢者虐待**
⇒虐待対応は、区市町村、都道府県が行う。
- ・ 養護者による高齢者虐待
⇒虐待対応は、区市町村が行う。
⇒地域包括支援センター（熟年相談室）が専門機関として対応の中心を担う。

「養介護施設従業者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従業者等
老人福祉法 による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	「養介護施設」 または 「養介護事業」 の業務に従事する者
介護保険法 による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業	

※サービス付き高齢者向け住宅の99%は有料老人ホームに該当 また、未届有料老人ホームであっても、有料老人ホームとみなして対応することになっている。

高齢者虐待の定義

高齢者虐待とは、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。」



高齢者に対する深刻な人権侵害

虐待をしている人の「自覚」「悪意」は問わない。

「いじめてやろう」「虐げてやろう」と思っているかどうかは、無関係。

高齢者が危険な状態におちいついていても、虐待の自覚がないことが多いのも特徴。

虐待の種類

虐待の種類別	内容
1. 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
2. 放棄放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
3. 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4. 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
5. 経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

身体的虐待の具体例

① 暴力的行為

- ・ 平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、外傷を与える。
- ・ 入浴時に熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・ 本人に向けて物を投げつけたりする。

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・ 医学的診断や介護サービス計画に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・ 介護がしやすいように職員の都合でベッド等へ押さえつける。
- ・ 車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・ 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。

③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

放棄放任（ネグレクト）の具体例

- ① **必要な介護や世話を怠り、生活・身体や精神状態を悪化させる。**
 - ・ 入浴しておらず異臭がする。髪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
 - ・ おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ② **高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為**
 - ・ 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
 - ・ 処方通りの服薬や治療食を提供しない、副作用が生じているのに放置している。
- ③ **必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為。**
 - ・ ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ④ **高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置**
 - ・ 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何らかの予防的手立てをしていない。

心理的虐待の具体例

① 威嚇な発言、態度

- ・ 怒鳴る、ののしる、「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」などと言いつかす。

② 侮辱的な発言、態度

- ・ 排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・ 日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。
- ・ 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。

③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・ 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす。
- ・ 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・ 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。

心理的虐待の具体例

④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・ 職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して本人のできることまで介助する。

⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・ 理由もなく住所録を取り上げる等、外部との連絡を遮断する。
- ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会をさせない。

⑥ その他

- ・ 車椅子での移動介助の際、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・ 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・ 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影して他の職員に見せる。
- ・ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。

性的虐待の具体例

- **本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要**
 - ・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
 - ・ 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
 - ・ わいせつな映像や写真を見せる。
 - ・ 本人を裸にする。またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
 - ・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。
 - ・ 人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。

経済的虐待の具体例

- **本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること**
 - ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
 - ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、おつりを渡さない）。
 - ・ 立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
 - ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

暴言を止める為の行為が起こしてしまった虐待

【概要】

認知症のある利用者が別の職員に対して執拗に暴言を繰り返していたため、それを止めるために、利用者の両頬を両手で挟むように抑え込んだ。

【結果】

身体的虐待で認定

【原因・背景】

- ・ 利用者の職員に対するハラスメントに対して、施設としての具体的な方策がなかった。
- ・ 認知症で不穏な症状が強い利用者の個別ケアに対して、職員間でのスキルに差があったが、施設として検討していなかった。

コミュニケーションとしての認識で起きてしまった虐待

【概要】

施設の介護職員が、「やめてよ」と声をあげて拒否を訴えている利用者に対して、車椅子を大きく揺する危険行為を繰り返し行った。

【結果】

心理的虐待で認定

【原因・背景】

当該職員は、「反応を見たかった。コミュニケーションをとっているつもりだった。」と述べており、虐待に該当するとの認識がなかった。

高齢者虐待に関する正しい知識や意識がない為に起こってしまった事例。

離床センサーの取扱いで起こした虐待

【概要】

夜勤職員が入所者の離床センサーをオフにして、勤務中にソファで寝ていた。当該入所者がフロアで倒れているところを別の職員が発見したことで発覚。

【結果】

放棄放任の虐待で認定

【原因・背景】

- ・当該職員は虐待の研修を受けていなかった。（研修資料も回覧していなかった。）
- ・当該職員は勤務態度で何度も注意を受けていたが、改善されなかった。事業所内だけでなく、運営法人として早期解決を図る対応が必要であった。

◆事業所内で虐待はありませんか？

高齢者虐待に関する知識不足のために、無自覚で悪意のない虐待が行われていたり、利用者からのハラスメントによって、ついカッとなってしてしまう場合があるかもしれません。また、そのことを報告できずに一人で抱え込んでいる職員がいるかもしれません。

個人の問題は組織の問題でもあります。

「このケア内容は虐待に該当するのか」「対応が困難な人への関わり方はどうすればよいか」など、チーム・組織内で一つ一つ検討していくことが、虐待の防止へと繋がります。

養介護施設・事業所等の責務

養介護施設従業者等として特に把握しておくべきこと

①	早期発見努力義務 (法第5条)	養介護施設従業者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならない。
②	通報義務 (法第21条)	養介護施設従業者等は虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかに、区市町村に報告しなければならない。
③	通報者保護 (法第21条第7項及び第23条)	<ul style="list-style-type: none">・ 通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない。・ 通報したことを理由として、不利益な扱いを受けない。・ 通報した者を特定させる情報はもらされない。
④	虐待防止のための措置 (法第20条)	<ul style="list-style-type: none">・ 養介護施設従業者等への研修の実施・ 利用者又は家族からの苦情処理体制の整備・ その他従業者による高齢者虐待防止等のための措置

通報義務 > 守秘義務（第21条）

- 通報義務は、業務上の守秘義務、個人情報保護義務等よりも優先される。
- 「思われる」で通報できる（証拠、根拠は必要なし）

「虐待が疑われる事実」を把握した段階で、速やかに、行政への相談・通報をお願いします。

養介護施設従業者等による虐待



介護保険課指導係
TEL:03-5662-0892

養護者による虐待



介護保険課高齢者擁護係
[TEL:03-5662-9011](tel:03-5662-9011)
(令和3年4月1日～)

or

地域包括支援センター

身体拘束廃止に向けた取り組みについて

介護保険施設等においては、身体拘束が原則禁止されています。
身体拘束を事故防止策として安易に正当化することなく、高齢者の立場になってケアを行うという基本姿勢の下で、高齢者の自立支援に向けたサービスの提供を行うことが求められます。

「身体拘束ゼロへの手引き」は、具体的な事例に対する工夫のポイントや考え方等も記載されています。高齢者の介護に関わる人は必ず読んで、内容を理解しておくようにしてください。

身体拘束ゼロへの手引き

●高齢者ケアに関わるすべての人に●



身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

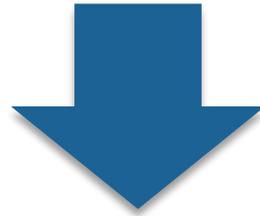
- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典:「身体拘束ゼロへの手引き」

身体拘束に対する考え方

ポイントは、

「高齢者の行動を制限する行為」に該当するか否かで判断。



身体拘束は、高齢者虐待の一つとして考える。

⇒介護保険施設等の運営基準において、「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束を行なってはならないとされており、原則禁止としている。

「行動を制限する行為」は高齢者虐待に該当するという認識のもと、適切な対応が求められる。

「緊急やむを得ない場合」の考え方

「緊急やむを得ない場合」として身体拘束が認められる例外3要件

切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

更に、上記に加え、以下のような適正手続きが求められる。

- 個人ではなく組織としての判断（「身体拘束廃止委員会」等での検討）
- 本人や家族への説明（目的、方法、時間帯、期間詳しい説明が必要）
⇒ 「家族の同意」があれば、例外3要件が必要ないということはない。
- 観察と再検討による定期的再評価
⇒ 必要なくなれば、速やかに解除。
- 記録の義務付け（2年間保存）

◆安易な身体拘束をしていませんか？

まずは、**身体拘束をしない状態を追求**することが大切です。個々の入所者（利用者）に対して、心身の状態のアセスメントを丁寧に行い、「何に困っているのか。」「本当に代替する方法はないのか。」を真剣に検討していく必要があります。そして、現場職員の判断だけでなく、ケアマネジャーやトップを含めた施設全体で問題を共有し議論を重ね、**施設一丸**となって**身体拘束を必要としないケア**を目指しましょう。

身体拘束廃止未実施減算について

平成30年度介護保険制度改正に伴い、身体的拘束等の適正化が強化され、居住系サービス及び施設系サービスの事業所においては、**身体拘束の有無に関わらず**、次の取り組みが必要となります。

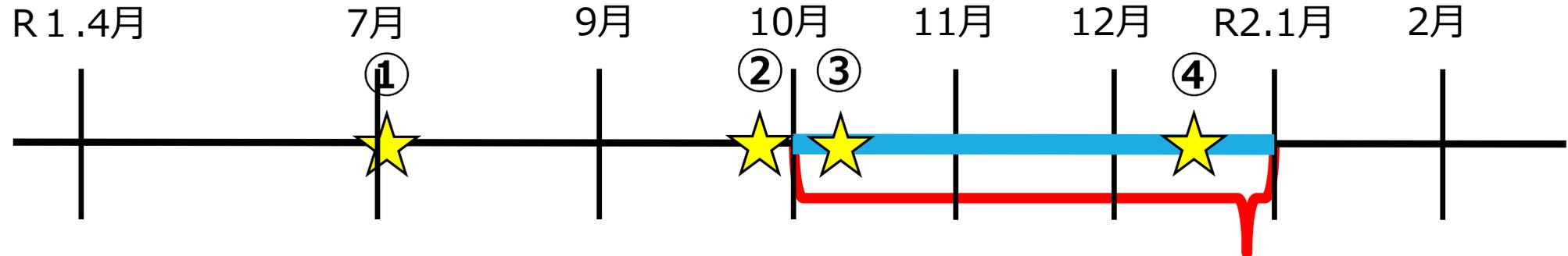
※未実施の事業所については、入所者全員に対して「10%/日」減算されます。

- ①身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録（2年間保存）**すること。
- ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を3月に1回以上開催**するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ③**身体的拘束等の適正化のための指針を整備**すること。
- ④介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための**研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施**すること。

身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方

「身体拘束の記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を区市町村長に提出した後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を区市町村長に報告することとし、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について減算**する」

【適用の考え方 (例)】



- ①令和元年7月1日 ⇒ 【4月1日以降、委員会未開催】
- ②令和元年9月28日 ⇒ 【実地指導により事実発覚】
- ③令和元年10月5日 ⇒ 【改善計画の提出】

身体拘束廃止未実施減算
適用期間(3ヶ月)



改善計画提出後、最低3か月間は減算する。

「身体拘束廃止未実施減算」適用（令和元年10月1日～令和元年12月31日）

- ④令和元年12月19日 ⇒ 【改善確認（改善が認められた）】

高齢者虐待の背景要因

倫理観とコンプライアンス（法令順守）

- 意識不足の問題
- 高齢者虐待防止法や身体拘束禁止規定、その他必要な法令を知らない。

負担・ストレスと組織風土

- 人手不足・業務の多忙さ
- 負担増からくるストレス
- 職場内の人間関係

組織運営

- 組織理念や方針がない
- 責任や役割の不明確さ
- 家族との連携不足
- 情報の非公開

チームアプローチ

- 仕事の役割が不明確
- 職員間の連携がない
- 情報共有の仕組みがない

ケアの質

- 認知症ケアの問題
- 利用者の心身状態を把握していない
- ケアの質を高める学習の機会の不足

養介護施設従事者等による虐待の発生要因（全国の傾向）

内容	割合 (複数回答有)
教育・知識・介護技術等の問題	56.8%
職員 のストレスや感情コントロールの問題	26.4%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	20.5%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	12.6%
倫理観や理念の欠如	11.6%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	9.2%
その他	1.6%

(参考) 厚生労働省 令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

未然に防止するために求められること

- 養介護施設等が自ら企画した研修を定期的に実施すること
- 苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されること
- メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に対応すること
- 業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること

厚生労働省老健局長通知（平成27年11月13日老発1113第1号）

◆ 不適切なケアを放置していませんか？

不適切ケアの放置は、虐待を生むことにつながりかねません。虐待を防止するためには、不適切なケアを早期に気づき、掴み取っていく事が極めて重要となります。

虐待に該当するかどうかだけに着目してケアの内容を改めるのではなく、不適切な点は小さな芽のうちから改善を図る必要があります。組織全体の課題として認識し、解決に向けた議論を行っていくことで、より良いケアの実現を目指しましょう。

高齢者虐待防止法は高齢者の権利利益を擁護することが目的です。

虐待を防止するためには、個人と組織の両方が正しい知識と高い意識を持って、一丸となって取り組むことが必要となります。

個人として、組織として「何ができるか」今一度検討していただき、ケアの質を向上できる取組みを進めてください。

今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

＜お問い合わせ＞

福祉部介護保険課指導係

03-5662-0892